

2021年4月24日

学生・職員の皆様

学校法人京都薬科大学
危機管理対策本部長

緊急事態宣言の発出に伴う本学の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症が都道府県を超えて感染拡大・まん延し、医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じていることから、昨日、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に対し、緊急事態宣言が発出されました。

今回の緊急事態措置の考え方は、これらの区域において感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化、及び変異株感染者の増加を踏まえた人の流れを抑制するための措置を徹底することであり、昨年4月に発出された緊急事態宣言のように、学校等の教育機関に対する休業要請がないこと等に鑑み、緊急事態措置期間中の教育研究活動等については、下記により行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【緊急事態措置期間：2021年4月25日～2021年5月11日】

1. 授業・実習について

京都府から大学に対し、「大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること。」の要請があり、本学では対面授業とWeb授業（同時配信型・オンデマンド型）を組み合わせることにより、一度に入構する学生数を50%以下に抑えて授業を行ってきました。

しかし、緊急事態宣言の発出に伴い、Web授業を活用し更に入構者数を減少することの要請がありましたので、対面授業とWeb授業を併用して行う授業に関して、以下のとおり授業の実施方法を変更します。

①学生の対面授業への出席は任意とします。なお、対面授業に出席しない場合は、Web授業を視聴し学修を進めてください。

②上記期間に実施されるWeb授業については、対象学年の全科目の視聴を可能とします。（開始時期等の詳細については、学生の皆さんに対して別途通知します。）

2. 分野における研究活動について

研究活動は、感染防止対策を十分に講じた上でこれまでどおり実施します。なお、実施にあたっては、学部学生・大学院生・教員の間で実施方法等について十分に協議のうえ、行ってください。

3. 課外活動について

課外活動は、現在すべて許可制で、4月21日から第1段階に引き下げ、学内の非接触活動に制限しており、既に緊急事態宣言の要請を満たしていますので、対応の変更はありません。

4. Lehmannプログラム・生涯研修プログラムについて

①生涯研修プログラム

対面実施は中止とし、オンデマンド配信にて対応します。

※詳細は受講者に別途連絡します。

②Lehmannプログラム

「スクーリング」は延期とします。オンライン開催が可能な場合はオンラインにて開催します。

※詳細は履修生に別途連絡します。

5. 就業関係について

①職員の出張停止について

業務出張は、原則として、当分の間禁止します。

②時差出勤を活用した柔軟な対応

業務体制を確保のうえ、時差出勤を励行します。

③在宅勤務の実施について

在宅勤務を励行し、各部局の出勤者数の1/3削減を目指します。

6. その他

①クラブ・サークル及び分野での食事会等は禁止します。また、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控える等、以下の点について遵守を徹底してください。

- ・ 3密の回避、消毒液等での手指衛生、換気の実施
- ・ 分野活動ならびに家族外での会食の禁止
- ・ 課外活動における新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・ 大人数での行動や、友人の下宿等での会食・宿泊の禁止
- ・ 食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止
- ・ 休日における旅行等の自粛
- ・ 通勤・通学時における近接した会話の自粛
- ・ 授業や課外活動の前後等の会食の自粛（「きょうとマナー」の厳守）
- ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入りの禁止

②緊急事態宣言期間中の外部への施設貸出しは、原則、行いません。

以上